平成２３年（フ）第１０２号
栃木県小山市城山町２丁目12番５号
債務者　成年被後見人　柿木　　幸
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３９号
岡山市東区瀬戸町江尻1078番地８
債務者　藤原　　敬
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４５号
岡山県倉敷市児島赤崎１丁目２番20号　サンフレールＡ－Ｃ
債務者　真鍋　容子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６５号
岡山県備前市穂浪1043番地20
債務者　遠藤　悦子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６６号
岡山県倉敷市児島下の町10丁目384番地53
債務者　日柳　直樹
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３０号
岡山市南区藤田2089番地
債務者　平田　武司
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４４号
東京都東村山市本町４丁目４番地本町アパート11―1104
債務者　黒岩佳代子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３０号
静岡県富士市鵜無ケ淵288番地の34
債務者　朴　　珠馥
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第９３５号
東京都稲城市大丸116番地の１メインビルイシイ105
債務者　茂木　　繁
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１９号
愛知県豊川市本野町西浦44番地の７
債務者　マンマジーナこと　山田　智之
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２２１号
愛知県豊川市代田町２丁目70番地
債務者　中川　　透
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１１１号
岡山県久米郡久米南町下弓削1039番地
債務者　赤木　美穂
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１６６号
長崎県佐世保市松原町35番地19　キューブ松原403号、旧住所長崎県佐世保市大野町231番地23
債務者　大久保嘉津佳
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
長崎県佐世保市新田町150番地１　メロディハイツ101、旧住所長崎県佐世保市相浦町32番地
債務者　太田久美子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
長崎県佐世保市万津町７番13号　山本ビル403号
債務者　永安　忠信
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係